

## 令和2年度第1回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和2年9月3日（木）13：30～16：10

2. 場所：岐阜県水産会館2階 中会議室

### 3. 出席者

(委員)

一川 哲志 氏		(岐阜新聞社編集局論説委員)
小田切 清子 氏		(税理士)
久保田 宏 氏		(弁護士)
栗本 理花 氏	《副委員長》	(日本労働組合総連合会岐阜県連合会事務局長)
沢田 和秀 氏		(岐阜大学工学部教授)
豊田 千里 氏		(岐阜家庭裁判所家事調停委員)
山田 伝夫 氏		(中日新聞岐阜支社長)
横田 直和 氏	《委員長》	(関西大学法学部教授)

### 4. 議題

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

(2) 抽出事案に関する説明・審議

- ・公共 防災・安全交付金（道路維持修繕）（翌債）飯島トンネル
- ・公共 復旧治山工事（湯ノ平2）
- ・公共 社会資本整備総合交付金（改築）（債務）他 工事
- ・大垣桜高等学校2号館2階調理総合実習室改修工事
- ・公共社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）3系水処理施設監視制御設備（再構築）工事（債務）
- ・岐阜県庁舎議会棟建築工事
- ・県単 都市公園事業（魅力向上再整備）植栽工事
- ・畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業 小規模一貫豚舎第1期工事

### 5. 議事要旨

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

令和元年10月1日から令和2年3月31日までに県が発注した建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について、県から報告を受け、質疑を行った。

【入札参加資格停止等の運用状況一覧表】

(委員)

アンカーホールの鉛直度が規格値を超過しているのはいつ分かったのですか。

(事務局)

出来形確認時に発覚しました。

(委員)

本数は多くあるのですか。

(事務局)

はい。

#### 【低入札価格調査結果一覧表】

(委員)

失格判断基準により失格となったとありますが、予定価格が事前に公表されていた案件ですか。

(事務局)

はい。

#### 【その他】

(委員)

次回の委員会から、発注工事一覧表に落札率も記載するようにしてください。

#### (2) 抽出事案に関する説明・審議について

委員が抽出した8事案について、各発注機関による説明を受け、質疑を行った。

#### 【公共 防災・安全交付金（道路維持修繕）（翌債）飯島トンネル】 <高山土木事務所>

(委員)

国道の管理について、国と県の関係や基準はどのようになっていますか。

(説明者)

重要な幹線道路の指定区間については国が管理し、それ以外の区間を県が管理しています。基準については、国と県で同じです。

(委員)

当該工事場所は、県に維持管理を委託されている区間ということですか。

(説明者)

はい。

(委員)

当該案件は入札が3月18日で、契約が4月10日ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で大変なことはありましたか。

(説明者)

県が入札を執行するにあたってはあまり苦勞した点はありませんでしたが、受注業者の方が、発注等が少なくなったり、生産が止まってなかなか物が調達できなくなったりすることから、受注件数が減るなどご苦勞されていると聞いています。

(委員)

辞退が1者いますが、どのような理由からですか。

(説明者)

辞退された理由については、問い合わせしていないため分かりません。

(委員)

辞退というのは、応札をされていないということですか。当該案件は電子入札ですか。

(説明者)

電子入札システムで入札を行っていますが、応札されなかったということです。

【公共 復旧治山工事（湯ノ平2）】 <飛騨農林事務所>

(委員)

9年かけて工事が完成するというのですが、区分ごとに発注しているのですか。

(説明者)

はい。

(委員)

同じ業者が施工した方が勝手が分かっているので良いのではないのでしょうか。

(説明者)

ごく一般的な工事ですので、相当の法面工事ができる業者なら問題ないと考えます。

(委員)

契約する業者が違っても、下請け業者が同じであるなど、そういったことは把握しているのですか。

(説明者)

元請け業者が率先してやりますが、中には下請け業者がやる部分もあります。それぞれの元請け業者が独自で実績のある業者を選んでいると思います。また、下請届がありますので、そちらで把握することができます。

(委員)

A等級業者を12者選定するというので、飛騨管内で6者、飛騨地域以外で6者選んでいます。飛騨地域以外の6者はどうやって選んでいますか。

(説明者)

完工高、技術者数、総合点数などをみて上位から選んでいます。当然技術力が高い業者ということになります。

(委員)

補正予算だったので指名競争入札ということですが、通常予算だったらどうでしたか。

(説明者)

一般競争入札でやります。

(委員)

この現場は県有林ですか、民有林ですか。

(説明者)

民有林になります。

(委員)

飛騨地域は7者あるように思えるのですが、6者なのですね。

(説明者)

飛騨の中でも、下呂は下呂地域になります。

(委員)

工事の施工現場まではどうやって行くのですか。

(説明者)

作業道路もありますし、すぐ近くまで車で行けます。

(委員)

民有林でも、国や県が予算を出して工事をするのですか。所有者がお願いすればやってもらえるのですか、それとも何か基準があるのですか。

(説明者)

治山工事は民有林の中でも保安林指定をしているところでしかやりません。もし、民有林の公共工事をしてほしいということになれば、保安林指定をした後に工事をするようになります。

**【公共 社会資本整備総合交付金（改築）（債務）他 工事】 <美濃土木事務所>**

(委員)

予定価格は事前公表ですか、事後公表ですか。

(説明者)

事後公表です。

(委員)

入札参加資格要件のうち地域要件を美濃土木事務所管内に本店ありとした理由は何ですか。

(説明者)

岐阜県建設工事一般競争入札発注基準では、今回の予定価格の場合、中濃圏域に本店ありとされていますが、今回の工事の場合、土木事務所管内に本店ありとした場合でも、競争性が確保できると考え、地元業者を優先するという考えでこのように基準を運用しました。

(委員)

中濃圏域とは具体的にはどこですか。

(説明者)

美濃、郡上、可茂土木事務所管内です。

(委員)

入札参加資格要件の地域要件というのは何に基づいて決めるのですか。金額によって決まっているのですか。

(説明者)

岐阜県建設工事一般競争入札発注基準に規定されており、金額が大きくなると順に地域要件の範囲が広がっていきます。

(委員)

発注単位はどのように決めるのですか。受注機会を確保するため、分けられるものは分けるのですか。

(説明者)

ケースバイケースですが、施工規模などから、合理的な発注単位で発注しています。分割発注が可能なものについては、受注機会の確保という観点から、分割する場合がありますが、今回の工事は、工事規模や内容から分割しないことが合理的と考え、この発注単位で発注しています。もちろんその年の予算も発注単位を決める要素になっています。

(委員)

この事業は、何年かけて行うのですか。

(説明者)

平成19年度に着手し、今年度予算にて完了する予定です。

(委員)

延長工事では、今回落札できなかった業者にも受注機会はありますか。

(説明者)

入札参加資格要件を満たせば、受注機会は均等にあります。今回の入札の結果が影響することはありません。

**【大垣桜高等学校2号館2階調理総合実習室改修工事】** <大垣桜高等学校>

(委員)

入札辞退者が多かった理由は何ですか。

(説明者)

入札後、業者に聞き取りを行ったところ、第一には人手不足、監督職員や技術者の手配ができないこと、次に、積算額が予定価格を超えてしまったことが理由でした。

(委員)

予定価格は事前に公表していましたか。

(説明者)

はい。

(委員)

応札者が少なかったのですが、学校の工事は人気がないのでしょうか。

(説明者)

学校の工事だからということはないと思いますが、工事種別にもよるのではないのでしょうか。当時、本校では3件の工事を実施しましたが、他の学校と発注時期が重なり、どの工

事も入札に苦勞しました。オリンピック関係工事の影響などにより、人手が不足したのだと思います。

(委員)

コロナのことがあります、改修後に調理実習室は使用しているのですか。

(説明者)

4月から5月は使用できませんでしたが、現在は使用しています。生徒も、実習室が広くなり作業しやすくなったと喜んでいと聞いています。

(委員)

もし一者も応札がなかったら、入札をやり直したのですか。

(説明者)

入札をやり直していると工期が間に合わなくなるため、その年度の工事は見送ったと思います。

(委員)

入札が成立しない可能性を考慮して、10月ぐらいに入札をすることはできなかったのですか。

(説明者)

調理実習室は実習授業で頻繁に使用する必要があり、全く使わない状況にできるのは12月以降のため、入札がこの時期になりました。そのため、少しでも応札の機会を広くするため指名業者を14者に増やしました。

(委員)

工期は12月以降でも、入札は10月ぐらいにできるのではないですか。

(説明者)

同年度に実施設計をしていたのですが、その完成までに時間がかかり、11月になったため、入札が12月になりました。実施設計をもっと早くに準備していれば、もう少し早く入札できたかもしれません。

(委員)

改修した校舎は昭和53年建築とのことですが、校舎の耐用年数は何年ですか。改修したのに老朽化で、すぐ校舎を取り壊すようなことになりませんか。耐震工事はしてあるのですか。

(説明者)

耐震工事はしてあります。校舎は随時改修工事等を行っていますので、すぐ取り壊すような予定はありません。

(委員)

人手不足が入札辞退の理由のようですが、人件費等の経費からこの予定価格では入札が難しいことを見込んで、予算を取って予定価格を上げるということは難しいのですか。

(説明者)

設計を積み上げた価格での予算要求と予定価格なので、難しいです。

(委員)

初めから予定価格を上げて、一回で入札が終わるようにできればいいと思いますが。

(委員)

学校が、教育委員会から予算をもらって直接入札や工事を実施しているのですが、学校は教育関係専門なので、そのような業務をする必要はないように思います。高校ではそれが一般的なのですか。

(説明者)

工事の規模や内容にもよりますが、学校全体の工事件数も多くなってきており、学校が大きな工事を直接実施することは少なくありません。

(委員)

工事に専門性のない学校には大変な業務かと思います。

【公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全) 3系水処理施設監視制御設備(再構築)工事(債務)】 <流域浄水事務所>

(委員)

処理場工事は上水ですか、下水ですか。

(説明者)

下水処理場の工事です。

(委員)

既設機器の更新が他のメーカーではやりにくいことなのは、発注の段階で予測できるものなのですか。

(説明者)

発注の段階で予測できうるものです。

(委員)

発注前に予測できたのに総合評価落札方式にしたのですか。

(説明者)

予定価格の金額を考慮し、総合評価落札方式にしました。

(委員)

既設メーカーを取り扱っている者だけに随意契約で発注すれば良いと思いました。

(説明者)

既設メーカーの方が取り扱いやすいというだけで、他のメーカーでもできうる工事と認識しています。よって、随意契約には成り得ないと判断しています。

(委員)

受注したのは既設を構築したメーカーですか。

(説明者)

受注したのは異なる業者ですが、構築したのは既設メーカー製です。

(委員)

受注者が2者JVとなったのはなぜですか。

(説明者)

岐阜県建設工事一般競争入札発注基準に準じ、1億円以上3億円未満のプラント電気設備工事は、2者JVまたは単体での発注となっています。

(委員)

そのうちの1者は県内業者ですか。

(説明者)

はい。

(委員)

設計は別契約ですか。

(説明者)

はい。

(委員)

基準に従った発注をしているので、問題ないと言えないですね。

(委員)

工事費は受益市町が負担しているのですか。

(説明者)

国の補助が2/3、残りの半分は県、もう半分は4市6町が負担しています。

(委員)

県の負担があるのはなぜですか。

(説明者)

地方財政法、下水道法などの規定により、県で議決された「県の行う建設事業に対する市町村の負担金について」により、流域下水道事業の公共事業について負担金率が決められています。

**【岐阜県庁舎議会棟建築工事】** <県庁舎建設課>

(委員)

入札が1JVで、99.98%という高い落札率ですが、金額が同程度の工事ではよくあることですか。

(説明者)

大規模工事だと、応札者は1者から3者程度であることが多いかと思います。いずれも推測ですが、落札率については、建設資材や人件費が高値で推移している時期であり、あまり利益が見込めず、入札価格の低減がされなかったことが原因ではないかと考えています。また、手持ち工事により入札参加資格要件である実績を有する技術者の配置が困難であったということも考えられます。

(委員)

今入札をすれば結果が変わりますか。



(説明者)

状況によりますので、何とも言えません。

(委員)

前回の入札監視委員会で審査を行った行政棟建築工事は低入札価格調査となった案件だったと思いますが、その事案との比較についてお伺いできませんか。

(説明者)

行政棟建築工事では全国大手を代表構成員とする2JVから応札がありましたが、本件工事では、行政棟と比較すると規模が小さく、全国から大手が参入するほどの規模でなく、地元の上位企業のみ参加であったという状況です。

(委員)

行政棟と議会棟工事の設計JVのうち1者が倒産していますが、今後建設工事を行っていくにあたってそのことが関わってきますか。

(説明者)

岬建築事務所のことを仰っていると思いますが、同社は県内有数の老舗設計事務所であり、廃業されたことは残念に思っています。新県庁舎の設計については、日建設計、大建設計、岬建築事務所のJVで行い、設計業務が完了した後に廃業していますので、影響はありませんでした。関連した業務として、日建設計と大建設計のJVが新県庁舎建設工事の監理業務を行っています。設計業務における岬建築事務所の出資比率は5%であり、工事監理発注に際してJVにヒアリングを行ったところ、1者不在であっても業務履行に支障はないとの意見を受け、県としても可能だと判断しています。

(委員)

契約時に、将来何かあったときには監理業務に参加しないと定めてあるのですか。

(説明者)

JVの協定書において、何かあれば残りの業者が担うということになっています。

(委員)

工事監理業務は建設が終わるまで行われますか。

(説明者)

行政棟と議会棟建設工事が完了するまでが履行期間です。

(委員)

JVによる発注に際して、競争性を持たせるため、多様な企業体が参加するような工夫ができなかったのですか。

(説明者)

結果的に全国大手企業の参入がなく、県内企業による1JVでの入札となったものであり、発注時に想定はできませんでした。

【県単 都市公園事業（魅力向上再整備）植栽工事】 <都市公園課>

(委員)

植栽株数は452本ではないのですか。

(説明者)

植栽計画の変更により334本となりました。

(委員)

全体計画は2万本で、昨年度が第一弾なのですか。

(説明者)

昨年度が第一弾、今年度が第二弾、来年度に少し植栽し、全体で2万本植栽する予定です。

(委員)

弘前公園は弘前市職員が樹木医となって管理しているが、そのようなことはしないのですか。

(説明者)

花フェスタ記念公園は指定管理者制度を導入しており、その指定管理者のガーデナーが管理をしています。

(委員)

開園以来指定管理者が管理しているのですか。

(説明者)

以前は財団が管理しており、十数年前から指定管理者制度を導入しました。

(委員)

見積書は指定管理者から提出されたものですか。

(説明者)

県積算額より見積書の方が安価であったため、見積金額で契約を行いました。

(委員)

県の積算額はいくらですか。

(説明者)

12,632,400円です。

(委員)

県積算の単価はどのような単価を使用したのですか。

(説明者)

県の積算システムにある歩掛を使用しています。

(委員)

バラの管理の話を知っていると、現在の指定管理者以外は管理できないように思えるのですが、指定管理者制度が正しいと言い切るにはどうしたらいいのでしょうか。このままずっと現在の指定管理者が管理していくように思えます。

(説明者)

民間のノウハウを導入して、行政が行うよりもより安くより高いサービスを提供するために、指定管理者制度を導入しているところです。前回の公募の際には、現在の指定管理者しか公募がありませんでしたが、次回公募時にはより多くの業者が参入できるような工夫を検討します。

(委員)

県の事業でバラ農家を育成する等の対応はしないのですか。

(説明者)

農政部で花き振興に係る事業を実施しています。

(委員)

現在の指定管理者は、管理運営が大変ではあるが、花フェスタのために請けているような状況なのですか。

(説明者)

収支は損得がないか赤字なので、儲かるような事業ではありません。

**【畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業 小規模一貫豚舎第1期工事】** <農政課>

(委員)

地域要件の営業拠点の加点を旧関市内とした理由はありますか。

(説明者)

総合評価落札方式に係る技術審査基準を参考に、地元優先で加点をすることとしています。

(委員)

本工事を前倒しで実施した理由は何ですか。元々計画があったということですか。

(説明者)

当初の計画では豚舎の整備が令和5年頃であり、種豚の再造成が遅れてしまうので、最低限の種豚を造成できる豚舎を緊急的に整備することとしました。

(委員)

美濃加茂市の試験地はなくなるということですか。

(説明者)

完成するとなくなります。

(委員)

一般的な総合評価落札方式ですか。

(説明者)

入札参加資格の所在地に関する条件を少し限定しています。

(委員)

その理由は何ですか。

(説明者)

農林事務所では基本管内を選んでおり、今回の場合、管内では参加可能事業者が14者しかなく、一般競争入札発注基準の20者を確保するために、経済的なつながりの深い市町村を追加しています。

(委員)

評価項目の加点で、同種工事の施工実績で点数がとれていない業者がありますが、何か特殊な工事ということですか。

(説明者)

発注者を国や県等に限定しているため、施工実績がなかったのだと思われます。

#### 【全体について】

(委員長)

本委員会は、報告の内容又は審議した対象工事について不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で知事に対して意見の具申をできることとなっています。今回は知事へ具申するほどの事項は特にないと思われるため、知事への意見は特になしということによろしいでしょうか。

(出席委員全員)

異議なし。